

平成 22 年 3 月 25 日

厚生労働省
老健局長 宮 島 俊 彦 殿

社団法人 日本介護福祉士会
会長 石 橋 真 二

**特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員との
連携によるケアの在り方について(要望)**

— 介護福祉士が実施する行為について —

厚生労働省において、「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」が行われており、その中で特別養護老人ホーム（以下「特養」という）の介護職員が行っている吸引、経管栄養等（以下「医行為」という）について検討されています。

日本介護福祉士会としては、「特養」が老人福祉施設から介護老人福祉施設としての位置づけで運営されている現在、また「特養」で行われている医行為の現状から鑑み、看護師のみでは対応できない場合、次のような条件整備を行った後、介護福祉士に対応させるよう要望します。

- 1 介護従事者のうち「医行為」可能な職種を「介護福祉士」に限定すること。
 - ・ 「医行為」可能な職種を「介護福祉士」として、3年以上の実務経験を有する者で一定の研修を修了した者に限定すること。
- 2 実施可能な法的根拠の整備を行うこと。
 - ・ 介護福祉士も「医行為」が可能であるとする法的根拠の整備を行うこと。
 - ・ 対象とする「医行為」の具体的な内容を明確にすること。
- 3 責任体制等を明確化すること。
 - ・ 事故の発生も予測されるので、その対応に関する勤務体制や命令系統を定め、管理者の責任、当事者の責任等について他の職種と同様に責任体制等について明確にすること。

4 報酬（手当）支給制度を設けること。

- ・ 「医行為」を行う介護福祉士に対しては、介護報酬上の評価を行うこと。

5 利用者が安全・安心に暮らせ、人間らしい生活を送れるような職員体制の整備を図ること。

- ・ 施設利用者の重度化が進むなか、現状の看護職員・介護職員の配置基準では利用者の生活は安心とゆとりを持った人間らしい生活はできない。
- ・ 早急に利用者の生活を守るため、介護職員、看護職員の配置基準を見直し、職員体制の整備を図ること。